

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一エの表中「高等学校」を「県立の高等学校、中学校」に改め、別表第一オの表中「中学校」を「市町村立の中学校」に改める。

別表第一ケの表一級の項に次の二号を加える。

6 調剤業務を行う薬剤師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）の職務

7 家畜診療等の業務を行う獣医師（再任用職員に限る。）の職務

別表第一コの表中

一級	准看護師である技師の職務
----	--------------

を

一級	1 准看護師である技師の職務 2 保健師、助産師又は看護師である技師（再任用職員に限る。）の職務
----	---

に

改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。